

本日、大阪地裁に提訴!!

本日、原告の浦谷さんは、2023年1月25日、大雪による大幅な列車遅れにより、9時30分の出勤から21時57分まで12時間以上に亘り、拘束され休憩時間が全く与えられず、食事が摂れない状態におかれ、肉体的・精神的苦痛を強いられました。

こうした会社が、浦谷さんに与えた行為は、労働基準法第34条（労働時間が6時間を超える場合においてや45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない）違反です・・・①

また、上り列車到着後、下り列車担当において、到着点呼と出場点呼を同時にして、下り列車の発車までの労働時間である「折り返し時間」と「車看時間」の合計時間を削除されました・・・②

そして、新大阪帰着して、退出点呼終了後20時57分から1時間の待機を強要（仕事が終わったのに、あたかも休憩時間を与えたように偽装された）されました・・・③

浦谷さんは、連続12時間以上の拘束と、食事時間も与えられなかった肉体的・精神的苦痛を強いられた損害額18万円と上記①+②+③の本人の給与単価の未払い賃金1,4440円の合計金額194,440円の支払いを求めて、大阪地裁に提訴しました。

